

税務署からのお知らせ

平成16年度税制改正の概要(抜粋)

平成16年2月3日に平成16年度税制改正に関する法案が国会に提出され、3月26日に可決・成立し、3月31日に公布されました。主な改正内容は以下のとおりです。

1 法人税関係

(1) 欠損金の繰越期間の延長

青色申告書を提出した各事業年度において生じた欠損金額の繰越期間が7年間(改正前5年間)に延長されました。(法法57)

この改正に伴い、帳簿書類の保存期間が7年間(改正前5年間)に延長されました。

この改正は平成13年4月1日以降開始した事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

(2) 中小企業者等が機械等を取得等した場合の特別償却及び税額控除の適用期限の延長

青色申告書を提出する租税特別措置法に規定する中小企業者等が新品の特定の機械等の取得等をした場合、取得価額等の30%の特別償却または取得価額等の7%の税額控除ができる制度の適用期限が対象資産の取得価額等の適用最低限に改正を加えて平成18年3月31日(改正前 平成16年3月31日)まで延長されました。(措法42の6ほか)

対象資産の取得価額等の最低限度額の改正は、平成16年4月1日以降、取得等する資産から適用され、改正の状況は以下のとおりです。

イ 対象資産 特定の器具備品

ロ 最低限度額

(イ) 取得価額 120万円(改正前100万円)

(ロ) リース費用総額 160万円(改正前140万円)

(3) 土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度等の適用停止・除外措置の期限の延長

土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度の適用停止措置の期限が5年間延長されました。また、

一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置(優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外)についても適用期限が5年間延長されました。

(措法62の3、63)

この改正による適用期限の延長は、平成20年12月31日までに行われる土地等の譲渡等が対象となります。

(4) 連結付加税の廃止

連結納税制度の適用の承認を受けた連結親法人の平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する事業年度の法人税に係る連結付加税(税率2%)が廃止されました。

2 源泉所得税関係

給与所得に係る通勤手当の非課税限度額の引き上げ(所法9関係)

自動車などの交通用具を使用して通勤する給与所得者に対して支給する通勤手当のうち通勤距離が45km以上である場合の非課税限度額が以下のとおり引き上げられました。

(1) 通勤距離が片道35km以上45km未満の場合
(改正前 35km以上の場合)

...20,900円

(2) 通勤距離が片道45km以上の場合(追加)

...24,500円

この改正は、平成16年4月1日以降に支払われる通勤手当等から適用されます。

以上の内容にご不明な点は、お気軽に緑税務署法人課税部門(TEL. 972-7771)までお問い合わせ 下さい